

和束町学童保育所

「わづか児童クラブ」入所案内

令和7年1月現在

☆児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に生活指導及び適切な遊びを提供し、児童の安全と心身の健全育成を図るものです。

☆児童クラブの設置場所及び定員

場所：和束町大字園小字神定57番地（相楽東部広域連合立和束小学校内）

定員：40名

☆入所できる児童

和束小学校に在籍する児童で下記のいずれかに該当する場合。

- 保護者の就労等により家庭で保育が受けられない場合
- 保護者及び家族が病気または看護のため適切な監護が受けられない場合
- その他保育が必要と認められた場合

☆入所手続きについて

入所申込に際しては、以下の書類を役場福祉課へ提出してください。

- ①学童保育所入所申請書
- ②緊急連絡時用調査票
- ③同意書
- ④就労証明書等（下記の中から該当する書類を提出してください。）

保育ができない理由	必要な証明書等	証明してもらうところ
家庭外で働いている ・常勤、パート、アルバイト等 ・自営業 ・農業	・就労状況証明書	勤務先・事業所
病気やけが、心身に障害がある場合	・診断書 ・身障手帳の写し等 (心身に障害がある場合)	事業所・勤務先
出産・病気で保育できない	母子手帳の写し・診断書等	医療機関
介護・看護をしている	介護・看護をしている証明書	民生児童委員

○きょうだいで同時に入所申込みをされる場合、在職証明書等の提出は1通で結構です。

○保育所入所中や新規入所申請をしたきょうだいがいる児童は、就労証明書等の提出は不要です。

※世帯全員（学生と65歳以上を除く）の証明が必要です。

※入所申込は毎年度提出していただく必要があります。

☆保育料について

月額5,000円（おやつ代・傷害保険含む）

○兄弟、姉妹で入所される場合は年長児童が半額となります。

○月途中で入退所する場合は、日割り計算をせず全額負担していただきます。

また、月に一度も出席していない場合でも全額負担していただきますので、ご了承ください。

※事前に休所届を提出された場合は、負担無しになります。

※児童クラブで納付書をお渡ししますので、役場又は町内の金融機関の窓口から納付してください。

☆開所時間

○学校登校日（月～金曜日）・・・・・・・・・・下校時～午後6時

○学校休業日（土曜日、振替休日、長期休み）・・午前8時～午後6時

※延長保育を利用した場合、午後6時30分までとなります。

☆閉所日

○日曜日

○国民の祝日

○年末年始（12月29日～1月3日）

☆臨時閉所について

次の場合は児童クラブを臨時閉所します。

○「和束町」に大雨・洪水・暴風等の気象警報が発表された場合

【小学校開校日の場合】

警報の状況	児童クラブの対応
①授業中に警報が発表され一斉下校になった場合	閉 所 ※学校の指導のもと、下校
②授業中に警報が発表され、午前11時までに解除された場合（通常校時で授業が行われた場合）	開 所
③児童クラブ開所中に警報が発表された場合	閉 所 ※保護者に連絡の上、帰宅

【小学校休校日の場合：土曜日、長期休み等】

警報の状況	児童クラブの対応
①午前7時現在で警報（大雨・洪水・暴風・大雪）が発表されている場合	自宅待機
②午前9時までに警報が解除された場合	開 所
③午前9時までに警報が解除されない場合	閉 所
④児童クラブ開所中に警報が発表された場合	閉 所 ※保護者に連絡の上、帰宅

○天災、災害の場合

○疾病（風邪等の流行病）等で学級閉鎖の場合、そのクラスに在籍する児童は児童クラブに出席できません。

☆持ち物について

入所の際、下記の持ち物を用意してください。

○コップ・・・プラスチック製の物で名前を書いてください。

児童クラブに置いておきます。

○上靴・・・・・・教室内で使用します。ご家庭にある靴で結構です。

名前を書いてください。

○着替え・・・・服が汚れた時のため置いておきます。

季節に応じて替えてください。

ビニール袋・タオルをご持参ください。

○弁当・・・・土曜日、長期休み期間、給食のない日は、お弁当を持たせてください。なお、令和6年度より、夏休み、冬休み、春休みの給食がない日には、有料にてお弁当の注文を行っております。

（詳細は、「わづか児童クラブお弁当注文の利用案内について」をご覧ください。）

※全ての持ち物に名前を書いてください。

※携帯ゲーム機、ラジコン、トレーディングカード等のおもちゃを持つてくるのは禁止しています。

☆児童の病気、事故等について

急病や事故発生等のため急を要する時は、保護者に連絡の上、直ちに医師の診察を受けさせます。

○事故後の通院は、保護者でお願いします。

○児童クラブでは傷害保険に加入しています。在所中のケガ等で入通院された場合、1日目から保険金が給付されます。

☆送迎について

下校時以外は必ず保護者が送迎してください。児童のみによる通所は認めていません。

○必ず午後6時30分までにお迎えをお願いします。

○保護者の都合で他人を迎えに当たらせる場合は、事前に保護者自身で児童クラブに連絡をお願いします。

○お迎え時は、必ず保育室にお越しいただき指導員に声をかけてください。

☆欠席等の連絡について

欠席の場合は以下の方法で必ず連絡をしてください。

○当日に欠席することになった場合

学校登校日

午前中（8：30～13：30）・・・福祉課へ連絡

午後（13：30以降）・・・・・・児童クラブへ連絡

土曜日、長期休み等・・・・・・児童クラブへ連絡

○あらかじめ欠席することが分かっている場合

欠席前日のお迎え時に指導員にお伝えください。

○土曜日の出欠について

土曜日に児童クラブの利用を希望される場合は、

「**児童クラブ利用希望用紙**」に記入の上児童クラブに提出をお願いします。

☆退所・休所について

児童クラブを退所・休所される場合は、必ず退所・休所の前日までに届を役場福祉課又は児童クラブへ提出してください。

なお、休所期間の最終は年度末（3月31日）までです。

○休所期間内に通所を再開される場合は、必ず前日までに役場福祉課又は児童クラブへ連絡をお願いします。

☆延長保育について

延長保育とは、通常の保育時間（午後6時まで）を超えて、午後6時30分まで保育の利用が可能になるものです。延長保育のご利用を希望される保護者におかれましては、延長保育申請書を役場福祉課まで提出してください。

延長保育の申請書は役場福祉課にありますので、ご利用月の前月20日までに、毎月ご提出してください。

なお、提出のない場合、通常の保育時間までのご利用となります。

☆見学について

見学を希望される方は、直接児童クラブにお申込みください。

☆お問合せ先

○役場福祉課福祉係 TEL 78－3006

○わづか児童クラブ TEL 78－3966